

タイラン水溶散の使用に当たっての留意事項

- 1 タイラン水溶散（以下「本剤」という。）の使用基準、用法・用量及び使用上の注意を守って使用すること。
- 2 本剤の投与方法については、以下に従うこと。
 - (1) 粉糖に添加して投与する場合：

成虫 1 万匹当たり、タイロシンとして **50 mg**（力価）を、粉糖 5 g に均一に添加し、育児箱の上部から散布して週 1 回、3 週間投与すること。育児箱当たり、タイロシンとして **200mg**（力価）を上限とし、成虫の数に比例させて投与量を調整すること。継箱の設置時に育児箱に本剤を添加した粉糖が残っている場合には、へら等で取り除いた上で継箱を設置すること。
 - (2) 代用花粉に添加して投与する場合：

みつばちの育児箱当たり、タイロシンとして **200 mg**（力価）を、代用花粉 **250 g** に均一になるように添加し、適正容量のトレーに入れて固化したものを育児箱内の巣枠の上に本剤添加代用花粉の面が下側となるように設置し、週 1 回、3 週間投与すること。いずれの投与後も 1 週間後に代用花粉を回収し、次の投与が必要な場合、本剤を添加した代用花粉をあらたに設置すること。回収した代用花粉は、再使用せず、焼却する等により適切に処理すること。
- 3 本剤を投与する育児箱には、本剤の 3 回目の投与後 1 週間を経過するまでの間は採蜜用の継箱を設置しないこと。やむを得ず 3 回目の投与後 1 週間を経過する前に継箱を設置した場合には、3 回目の投与後 1 週間を経過した後に継箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等を取り除くこと。また、取り除いた蜂蜜等は、食用に供する目的で出荷しないこと。
- 4 本剤を投与した育児箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等には、タイロシンが残留基準値を超えて残留しているおそれがあるため、食用に供する目的で出荷しないこと。
- 5 継箱を設置する際は新たな巣板を使用し、育児箱内の巣板は継箱内に移動しないこと。